大分県消費生活相談員資格試験受験料等助成事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、大分県補助金等交付規則（昭和４３年大分県規則第２７号。以下「規則」という。）に基づき、大分県消費生活相談員資格試験受験料等助成事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　この補助金は、消費者安全法（平成２１年法律第５０号）第１０条の３第１項に規定する消費生活相談員資格試験（以下「資格試験」という。）に合格した者に対し、受験に要した経費の一部を助成することにより、消費生活相談員の人材確保及び相談体制の充実を図り、もって県民の消費生活の安定と向上に資することを目的とする。

（補助金の交付）

第３条　知事は、前条の目的を達成するため、資格試験に合格し、かつ大分県消費生活相談員人材バンク（以下「人材バンク」という。）への登録を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

（補助対象者の要件）

第４条　補助金の交付対象者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（１）補助金申請年度に資格試験に合格した者

（２）大分県内に居住する者

（３）人材バンクへの登録を行い、又は登録を予定している者

（４）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第２条第２号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でない

（補助対象経費及び補助金額）

第５条　補助金の交付対象経費及び補助金額は、次の表に掲げるとおりとし、資格試験の受験１回限りとする。

補助対象経費	補助金額
資格試験に要する次の経費 （１）受験手数料（事務手数料、払込手数料を除く） （２）第２次試験受験に要する公共交通機関利用料金 （上限 10,000 円）	左記（１）と（２）の合計額に２分の１を乗じて得た額（１円未満の端数は切り捨て）

（補助金の交付申請及び実績報告）

第６条　規則第３条第１項の規定による申請及び規則第１２条の規定による実績報告は、補助金交付申請書兼実績報告書（第１号様式）によるものとし、必要に応じて次に掲げる書類を添付し、知事が定める期日までに知事に提出しなければならな

い。
（１）資格試験の合格を証する書類の写し
（２）大分県消費生活相談員人材バンク登録申請書
（３）第２次試験に要した交通費内訳書（第２号様式）
（４）その他知事が必要と認める書類

（補助金の交付決定及び額の確定）
第７条　規則第６条及び第１３条による通知は、補助金交付決定通知書兼額の確定通知書（第３号様式）により行うものとする。

（補助金の交付方法）
第８条 この補助金は、精算払の方法により交付する。

（補助金の交付請求）
第９条 補助金の交付決定兼額の確定通知を受けたものが、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書（第４号様式）を知事に提出しなければならない。

（その他）
第１０条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附　則
この要綱は、令和８年度の予算に係る大分県消費生活相談員資格試験受験料等助成事業費補助金から適用する。